

奈良県障害者計画（案）

平成22年3月

奈良県

「ともに生きる」社会の実現に向けて



奈良県では、平成 17（2005）年 4 月からの 10 年間を計画期間とした「奈良県障害者長期計画 2005 ～ともに生きる～」を策定し、障害福祉施策を積極的に進めてきましたが、平成 21 年度には、この奈良県障害者長期計画 2005 の前期 5 カ年が終了することから、平成 22 年度を始まりとする、後期 5 カ年の計画を策定することとなりました。

しかしながら、障害福祉施策を取り巻く環境は、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行されるなど大きく変化し、本県では、「奈良県障害福祉計画（第 1 期計画）」を策定し、地域生活移行及び就労移行の数値目標並びに福祉サービスの見込み量などを定め、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

こうした変化を踏まえ、本県にお住まいの障害のある人とその家族の方々が感じている課題やニーズをしっかりと把握した上で施策を検討する必要があると考え、障害のある人とその家族、障害福祉サービスを提供する事業所とその職員、医療機関を対象として大規模な「障害者の生活、介護等に関する実態調査」を実施しました。

この実態調査により判明した課題やニーズに対応するため、このたび、奈良県障害者長期計画 2005 の後期計画と奈良県障害福祉計画の第 2 期計画を一体とした新たな計画、「奈良県障害者計画」を策定しました。

奈良県障害者計画では、「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現」と「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支え合う地域社会の実現」を新たな基本理念として、「ともに生きる」社会のより一層の実現に向けて、福祉、教育、雇用、保健、医療、まちづくりなど、生活全般を通じた幅広い分野での施策の総合的な推進を図ってまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

奈良県知事 荒井 正吾

奈良県障害者計画

目 次

第 1 部	計 画 の 基 本	1
I	は じ め に	2
	1. 計画策定の趣旨	2
	2. 計画の位置づけ	4
	3. 計画の期間	4
II	奈良県の障害のある人を取り巻く現状	5
	1. 障害者手帳所持者数の推移	5
III	計画の理念と体系	8
	1. 計画の理念	8
	2. 計画の基本的視点	8
	3. 施策の体系	11
IV	計画の推進体制	12
第 2 部	計 画 の 基 本 的 な 考 え 方	13
I	障害のある人の生活の質の向上	14
II	障害のある人の社会参加と就労の促進	15
III	障害のある人の安心の確保	15
第 3 部	基 本 的 な 障 害 者 施 策 の 方 向	17
I	基本編	18
	1. 障害のある人の生活の質の向上	18
	(1) オーダーメイドの個別支援システムの構築	19
	(2) 本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実	40
	(3) 特別支援教育の充実	43
	(4) 住まいの確保	44
	(5) 障害のある人を支えるレスパイトサービスの充実	46

	2. 障害のある人の社会参加と就労の促進	47
	(1) 企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり	48
	(2) 障害者雇用モデルの確立	50
	(3) 公的機関による障害者応援システムづくり	52
	(4) 障害のある人の所得の確保	53
	3. 障害のある人の安心の確保	55
	(1) 障害者医療の充実	56
	(2) 総合的なバリアフリーの推進	58
	(3) 防災・防犯対策の充実	60
	(4) 相互理解の推進と権利擁護	62
II	障害種別ごとの取り組み	64
	1. 身体障害のある人に係る施策の充実	65
	2. 知的障害のある人に係る施策の充実	66
	3. 精神障害のある人に係る施策の充実	69
	4. 重複障害のある人に係る施策の充実	70
	5. 発達障害のある人に係る施策の充実	72
	6. 高次脳機能障害のある人に係る施策の充実	73
第 4 部	数 値 目 標 一 覧	75
第 5 部	圏 域 の 状 況	79
	I. 奈良圏域	80
	II. 西和圏域	83
	III. 中和圏域	86
	IV. 東和圏域	89
	V. 南和圏域	92
第 6 部	地域生活と就労への支援	95
	～奈良県障害福祉計画（第2期）～	
第 7 部	資 料 編	133
	1. 奈良県障害者施策推進協議会及び専門部会 委員名簿	134
	2. 計画策定の経緯	135
	3. 用語の解説	136